

藤元議員 2点についてお伺いいたします。最初に本町の住民のみなさんの健康づくりについてお伺いいたします。私自身もそうですが、育ち盛りの頃は健康のことなど考える人は殆どいなかったのではないのでしょうか。多くの人は、近所の人、知人、友人、そして身近な家族の病気や死に触れたり、歳を重ねるにしたがって自らの体調不良から、病院で薬を処方してもらい治療を受ける、また重症の場合は手術を受ける。そういう体験の中で自らの健康に関心を持ち始めるという人が殆どだろうと思います。ここにおいでる議員さんや職員のみなさん、傍聴者のみなさんの中にも医師の指示で健康のため禁煙やアルコールから肝臓を休める休肝日の設定、ダイエットなどを経験された人も多いのではないのでしょうか。私の知人で薬剤師をされていた人が、「健康とはただ単に病気でないということではない」と、言っていた言葉が忘れられません。つまり、もちろん病気でないのに越したことはありませんが、どうしようもない生まれつきの病気や自然や社会のかかわりの中で病気になるすることは避けられないことですので、病気だからとくよくよと後ろ向きになるのではなく、自ら持っている可能性と能力を全面開花すべく希望をもって前向きに生きていくこと。健康ということを考える場合、それを抜きには考えられないということでありました。私も、その通りだと思います。町長は、再生会議での議論を踏まえて今議会の冒頭にも、牟岐町活性化の方策の一つとして「保養と健康の町」牟岐をかかげ、全町あげて取り組みをしたいと述べました。それは誰もが望むことであり是非成功させなければならない課題であるというふうに思います。ただ、簡単な課題ではありません。「病気の早期発見・早期治療」は、かなり前から言われていることであり大事なことは誰もが理解していることだと思いますが、健診の受診率は依然として低迷を続けています。適度な運動が大事だということでウォーキングやジョギングなどの運動を始めた人も増えてきたのではないかと思います。全体としては、まだまだ少数です。また、学校では、「早寝早起き朝ごはん」と当たり前のことを指導しなければならない状況ですので、前途多難な課題であるということは間違いありません。しかし、健康づくりは何よりそれぞれ個人の人生やその個人につながる家族の幸せのみならず、町全体の活気にも関わってくることであります。当然、国保会計にも関わってきます。したがって、時間もかかり根気もいることですが、住民のみなさんと力を合わせ必ず成功させなければならないと考えます。そこでお伺いいたします。町長の考える健康とはどのようなことですか、最初にその認識をお伺いいたします。つぎに本県は全国の中でも糖尿病死亡率が高い状況が長い間続いておりますし、野菜の摂取量も少ないことが報道されていますが、本町住民の健康状態、今後、住民のみなさんの健康づくりを進めるにあたって、どのような課題があるのかお伺いいたします。つぎに全国的に子どもの肥満、体力の低下などが問題になっていますが、本町の子どもたち

の健康状態と今後どのような課題があるのかお伺いいたします。次に、先にも述べましたように健康づくりはそれぞれ個人の人生とそれにつながる家族の幸せが関わってきます。ですので、それを実践するかどうかは別にして多くの住民のみなさんは、自らの健康に関心を持っていることは確かであります。また、地域医療を考えるグループも存在し多様な活動されています。学校では食育、生活習慣の改善などに取り組んでいただいています。行政も健康診断、食生活の改善、講演会、国保の運営など、住民のみなさんの健康づくりに取り組んでいます。ただ、町長の言う「保養と健康の町」牟岐を実現するためには、もう少しお互いの関係を密にし、情報交換、情報の共有を図り、住民のみなさんが主体的に関わり、知恵と力を発揮できる仕組みを作っていく必要があるのではないかと考えます。そこで仮称ですが、「牟岐町健康づくり協議会」を立ち上げが必要ではないかと考えますが、どのようにお考えなのかお伺いし、次の質問に移ります。つぎに就学援助についてであります。この件については以前にも取り上げさせていただきました。一定の前進が図られたと思いますが、ことは子どもの教育の機会均等に関わることでありますので引き続き改善を求め質問させていただきます。ご承知のように憲法第26条は、「すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」としてありますし、学校教育法第19条は、「経済的な理由によって就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」というふうにしています。ほか教育基本法、就学奨励法などを根拠に市町村が行っているのが就学援助と言われるものです。法に規定されているように、親の経済的な理由によって子どもたちの間にいろんな意味での格差が生まれるなどということがあってはなりませんし、子どもたちの学ぶ権利、健やかに成長する機会が奪われてはなりません。また、貧困の連鎖は断ち切らなければなりません。就学援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定されている保護を必要とする状態にある者、および市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮しているとして認められる者としており、本町の場合は、生活保護基準の1.2倍以下の場合が「要保護者に準ずる程度に困窮している者」の認定基準であります。支給内容は学用品費、修学旅行費、医療費、給食費など、また、平成22年度からはクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が追加されました。政府は、このことを全国の市町村に徹底させるため「財源は交付税措置している」と、平成22年1月25日、各都道府県の財政担当課、市町村担当課に要請文を届けている経過があります。しかし、本町においては、クラブ活動費が依然として支給されていません。23年9月議会において教育長は、実施していない理由として入る部によって金額が違ふことと財源の問題をあげられ、同時に実施しているのが県下で2町村であることを述べられました。しかし、その後、実施自治体は3市町

村と増えています。ただ、支給額、支給方法はそれぞれ違いますし、国が示す額には及んでいませんが、その自治体の子育て支援に対する姿勢がこのような形で表れているのではないのでしょうか。本来、国が責任を負わなければならないのを自治体に押し付けているところに根本問題があるわけでありますが、農林漁業の低迷、働く人の3人に1人は非正規、若者に至っては半分が非正規労働者という労働環境の中での子育ては、我々が子育てをしてきた時代とは比べものにならない厳しいものがあります。国への補助金の復活を求めるとともに、子育て世代の期待に応えるために、是非、一歩足を踏み出していきたい。その想いで質問させていただきます。最初に、現時点での適用世帯数など、支給状況をお示しください。つぎに以前の議会の答弁では、「公平性をある程度保てる導入方法を検討したい」ということでありましたけれども、その後クラブ活動費の支給についてどのような検討がされてきたのかお伺いいたします。つぎに、生活保護基準の引き下げに伴い、対象者の縮小、支給額の減額が心配されます。今の生活保護基準ではとても「健康で文化的な」生活を送ることは出来ませんが、それをさらに引き下げることにより就学援助受給者にも影響が及ぶ可能性があるわけであります。生活保護基準の引き下げは25年度から3年間かけて行うようですが、子どもたちにその影響が出ないように対応すべきだというふうに思っていますが、現時点での影響があるのかどうかお伺いし質問を終わります。

枘富議長 福井町長。

福井町長 藤元議員のご質問にお答えいたします。まず、健康づくりについて、私の考える健康とはでございますが、これまで、私が提唱している、「保養と健康の町」にかかるご質問だと判断しての回答とさせていただきますと思います。一般的に、健康とは、心身ともに医学的に病気でない状態であると定義づけられると思います。しかしながら、「保養と健康の町」牟岐町の標語の中でイメージする健康とは、さらに踏み込んで、本人も病気を自覚していない状態であることはもちろん、このような消極的な健康観ではなく、ポジティブな健康状態、つまり自分は健康だから何でもできるのだという前向きな心身の状態だと思います。つぎに、牟岐町民の健康状態と、今後の課題でございますが、医療福祉分野における、各自治体の病気の状態を表す数字は多数ございますが、健康の状態を端的に表す数字はございません。したがって、平均寿命と早死にの状況、メタボや血圧の状況から他の市町村と比較してみますと、昨年の時点で、平均寿命は、県下で、男性は15番目、女性は5番目に高く、早死には、県下で22番目に少ない状況にございます。また、特定健診結果によりますと、メタボ予備軍もメタボ該当者も、また、血圧の高い人も、県下で

一番少ない割合となっています。これらの数字から判断いたしますと、牟岐町民は比較的健康な状態ということになります。一方、一人あたりの医療費は、県下で6番目に高い状況にございまして、その原因として、特定健診を受けていない方の医療費が高いことが揚げられます。また、医療費から判断する病気の状況として、がんで入院をされる方の割合が県下で1番高い。また、高血圧症が3番目に高くなっています。このことから、今後の課題といたしましては、特定健診の受診率を上げていく取組が必要であり、また、塩分の摂取が多いことが想定されますので、食習慣として薄味の食事に慣れるような普及啓発をしていく必要があると考えています。また、「健康づくり」を全町的な取組としていくための方策について、議員ご提案の「健康づくり協議会」の設立でございますが、他町の同様の名称の協議会が、基本的に保健衛生関係者を中心とした住民の健康づくりだけを目的とした、また、副次的に医療保険料の低減を目的としたものでございますので、議員もそのような協議会をイメージされているということで話を進めたいと思います。議員は、「保養と健康の町」を標榜するのであれば、まず、「健康づくり協議会」を立ち上げるべきではないかのご提案だと思っておりますが、私の提唱する「保養と健康の町」は、通常の保健衛生的な分野だけの取組みではなく、その大本となる産業すべてを対象としたものでございます。当然、増加を続ける医療費を減少させることも大きな目的の一つではございますが、第一の目的は、地方創生のテーマとして、また、今後の町づくりのコンセプトとなる、『健康づくりを支える町の産業づくり』でございます。所信でも申し上げましたように、健康は多くの方が関心があり、非常に身近で誰でも取り組めること、そして、健康をテーマに、一次産業から三次産業に関わる皆さんが一丸となり協調して取り組めれば、必ずや特色のある作物や商品が生まれ、競争力のある町づくりができると考えています。TPP参加の影響が危惧される中、農業が生き残っていくためには、薬草や機能性野菜栽培など競争力がある農作物の栽培が必要です。また、漁獲高が減少し、魚価が低迷する中、漁師が生計を立てていくには、少ない海産物を高く売る、あるいは、高付加価値の商品の開発を進めることが必要です。また、健康に関わる産業として、糖尿病に罹らない健康食や運動メニューの研究、あるいは、健康サプリメントの開発、さらには健康食や薬の製造会社の誘致、観光では、ウォーキングやジョギングコースの整備、あるいは、各種大会の開催による交流人口増加の促進など、業務範囲は広範多岐に渡るとともに奥の深い取り組みが可能だと思います。そして、健康のためとなれば、多少高くても出費は惜しまない方々が多く、限らない将来性があると考えています。したがって、まずは、それぞれの分野毎に部会を設立し、栽培、研究、開発等をお願いし、皆様の意識が高まってきたところで、総合的な協議会を設立し、イベントや研究会の開催等各種取り組みを加速してはどうかと考えています。

ただ、議員ご指摘のように、まずは基礎的な協議会の設立により、各分野の積極的な取組を促す活動から始めるということも考えられますので、今後、皆さんと協議する中で、検討して参りたいと考えています。以上でございます。

枅富議長 峯野教育長。

峯野教育長 私の方からは、学校での取り組み、子ども達の健康状態、今後の課題について、お答えいたします。ご承知のように、近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など、食生活の乱れや肥満、痩身傾向など、子ども達の健康を取り巻く問題が深刻化しています。こうした状況を踏まえ、平成17年に食育基本法が制定され、子ども達が食に関する正しい知識と望ましい食生活を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要になっています。本町の学校におきましても、発達段階に応じて食育全体計画を作成し、教育活動全体を通して、計画的に指導を行っています。また、教科、領域では、体育保健科、家庭科、特別活動等の授業の中で、運動習慣づくりや、生活習慣と病気の関わり等についての指導を行い、子ども達の健康に対する意識の高揚を図っています。特色ある取り組みとしまして、小学校では、毎年、体力向上と運動習慣の確立、望ましい生活習慣の形成を目的に「体力アップ100日作戦」を実施しています。また、本町の一貫教育の取り組みの1つとしまして、小中学校で月2回、「自分で歩こうデー」を実施し、自力で通学することを通して、子ども達の体力づくりや健康づくりを図っています。子ども達の健康状態、発育状況につきましては、毎年、行われています健康診断や保健統計調査の方から、全体的には、特に配慮すべき項目や課題はないという結果になっています。今後も、家庭、地域と連携を図りながら、本町の子ども達の健康づくりを一層推進してまいりたいと考えています。つぎに就学援助のご質問について、お答えをいたします。現在の準要保護就学援助の適用世帯数と認定者数につきましては、平成26年度は、小学校14世帯20名、中学校9世帯10名になっており、うち、小中学校両方で受給している世帯は、6世帯14名になっています。平成25年と比較しまして、2世帯4名減になっています。本年度の支給品目は、牟岐町児童生徒就学援助費要綱により、新入学用品、学用品、給食費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費等になっています。検討品目のクラブ活動費につきましては、他の支給品目に比べまして、児童生徒によって参加、不参加の別があること等から、公平性に欠けるという課題がございます。県下的には徳島市も含めて7市で支給していない状況になっており、近隣の美波町、海陽町、那賀町では、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を助成対象としていません。また、本町の準要保護児童生

徒の認定基準は、「生計同一世帯全員の所得額が生活保護基準で計算された需要額の1.3倍未満と、他の市町村と比較しても高い水準を保っており、より幅広く経済的に困難な家庭に対し、援助を行っているところでございます。さらに、本年度は、消費税増税に伴い、準要保護児童生徒にかかる就学援助費のうち、給食費の支給単価を増額しています。以上のことから、今のところ、クラブ活動費の助成は考えていません。生活保護基準の引き下げの影響につきましては、今年度の就学援助費認定基準は、昨年度の生活保護基準を用いて算出していることから、平成26年度につきましては、影響はなく、対象者の変更はございません。以上でございます。

枅富議長 藤元議員。

藤元議員 健康づくりについては、町長は以前から牟岐町の活性化の一貫として、こういうことを取り組んでいきたいというふうに述べていました。そのこと自体は、私は良いことだと思って、是非、それを実現して欲しいというふうに思っていますが、悲しいかな、町長の遠吠えと言いますか、表現が悪いかも知れませんが、目指しているものが、町民の中に伝わっていないという現実があると思うのです。議会のたびに、そういう発言をされていますけど、やはりこれは町民参加でないとできないことなので、町長がいくらこの議会で、大きな声で叫んでみたところで、なかなかできないことですので、やはり住民が参加してこそ成功する課題なわけで、是非、そういう方向で進んでいただきたいということで、この協議会の提案もさせていただいたのですが、とにかく町長の考え方が住民に伝わっていません。したがって、先ほどの答弁では、部会を作ってということをおっしゃっていましたが、それも一つの方法だと思いますけど、とにかく多くの住民が参加できる方法を是非、考えていただきたい。これは質問ではないですけど、それをお願いしておきたいというふうに思います。それから、就学援助について、実は、生活保護基準の1.3倍というのは、今日、実は初めて聞きました。前回、22年、23年は、1.2倍というって答えてきたと思いますけど、それはいつからそういうふうになってきたのでしょうか。それは良いことだと思いますけどね。それと、26年度は、生活保護基準の引き下げは影響がないというお話しでありましたが、今後、25年から3年かけて引き下げるということは明らかなので、これは、今後、適用者が減っていくとかいう可能性があるわけなので、これは、先ほども申し上げましたように、これは、子どもの教育の機会均等に関わることなので、是非、平たく言えば、引き下げないで頑張りたいというふうに思っています。不公平だというようなお話しがありましたけども、クラブをやっている人、

やっていない人がいる。そういう話がありましたけど、実際、やっているところの自治体にお話しを伺いました。3町村ほど伺ったのですが、それぞれやり方は違います。額も違いますけど、例えば、神山町の場合は、クラブ活動費というのを納めているそうです。子どもがね、実費ですけど、必要な分を納めているらしいです。町としては、教育委員会としては、限度額を決めていて、それ以内だったら支給することはないのですが、限度額まで支給すると、そういうような仕組みになっているようです。それから、佐那河内は、これは担当者も代わったすぐだそうで、よく分からないところもあるようなのですが、保険の額、これはスポーツ保険のことかというふうに思うのですが、5千円を一律に出している。それと、三好町では、中学校の1、2年生は、年間12,350円、3年生は、9,260円、途中で辞めたりする場合、前の議会の時にそういうふうなお話もありましたけど、学期ごとに確認していくので、そういう問題が起こっていないと。3町ともやり方は違いますけど、今のところ大きな問題もなくやっていると。国が示す額とはほど遠いのですが、それなりに努力してやっていると、そういう自治体が増えているわけなので、是非、あまり難しく考えると、これは難しくなるのですが、実際にやっているところは、大きな問題がないということなので、是非、検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

枅富議長 峯野教育長。

峯野教育長 クラブ活動費なのですが、小学校は正課クラブというのがありますね。全員入部をしているのです。中学校の場合は、正課クラブがございません。部活動が代わりにあるわけなのですが、部活動は、これは課外活動という位置付けなのです。つまり教育課程外の活動、だから普通の授業のように全員受けなければいけないというのではなくて、入部しなくてもいいし、入部してもいいというような、そういう位置付けの、いわゆる課外活動という位置付けでございます。入っている者もいるし、入っていない者もいるということで、いかななものかなということ、クラブ活動費をそこに助成するのはいかななものかなというふうな公平性というような課題があるわけですが、今の議員さんのお話しを参考にしながら、今後、また、検討してまいりたいと考えています。

藤元議員 需要額の1.2から1.3にいつからなったのですか。

峯野教育長 1. 2から1. 3というのは、私、いつからそういうふうになったのか分かりません。また、調べまして、後でお知らせしたいと思います。

枅富議長 藤元議員。

藤元議員 1. 3というのは、現時点で間違いないですね。

峯野教育長 間違いないです。

藤元議員 分かりました。質問を終わります。